平成２３年（フ）第１８５号
栃木県那須塩原市西原町３番地20号　ファミルかみじま00Ｂ号室、住民票上の住所栃木県那須塩原市埼玉６番地876
債務者　松本　幹裕
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　容子
4　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月２日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０５号
広島県府中市上下町上下1049番地
債務者　長　　秀智
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　耕一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月９日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１１４号
広島県福山市曙町３丁目21番21号　Ｃ―103、旧住所広島県福山市引野町南２丁目16番３―343号　Ｐ
債務者　高橋　伸明
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　義明
4　破産債権の届出期間　平成23年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１１７６号
横浜市鶴見区市場西中町６番21号、住民票上の住所横浜市鶴見区元宮１丁目２番６号
債務者　藤代　泰幸
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　慶
4　破産債権の届出期間　平成23年６月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月８日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９５号
広島市佐伯区城山２丁目15番16号
債務者　櫻井　　忍
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　文治
4　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月16日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５１号
広島市安佐南区上安４丁目12番18号
債務者　櫻井　龍記
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　文治
4　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月16日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７０号
兵庫県伊丹市中央４丁目３番７―1004号、前住所兵庫県西宮市上田西町２番51―301号
債務者　木原　美樹
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪田　健夫
4　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１１１号
兵庫県姫路市梅ケ谷町16番10号
債務者　栗岡　竹幸
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
4　破産債権の届出期間　平成23年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月18日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１１２号
兵庫県姫路市梅ケ谷町16番10号
債務者　栗岡美智子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
4　破産債権の届出期間　平成23年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月18日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１２６号
北海道留萌市堀川町２丁目95番地の10
債務者　嶋田　将典
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　史人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月７日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３２号
北海道上川郡東川町北町２丁目１―７―14海老根瑠美子宅、住民票上の住所埼玉県三郷市早稲田３丁目31番地２　早稲田荘６号
債務者　渡辺　勝美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　史人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月７日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１１号
東京都葛飾区堀切５丁目50番９号　吉田ビル202
債務者　須藤　大樹
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨澤　幸弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月２日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５１号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目３番地71棟101号
債務者　奥田　孝司
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　岳宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２６号
大阪市鶴見区諸口１丁目５番４―707号
債務者　兒玉　　豊
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　謙司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部